

平成21年10月9日

第2120号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目次

## 告 示

- 道路区域の変更(451・秋田地域振興局建設部)……………1  
 ○建築基準法による道路位置の指定(452・雄勝地域振興局建設部)……………1

## 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)……………2  
 ○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………3  
 ○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(山本地域振興局総務企画部)……………4  
 ○物品調達契約に係る一般競争入札の実施(山本地域振興局総務企画部)……………5  
 ○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(秋田地域振興局総務企画部)……………6  
 ○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………7  
 ○土地改良区の役員の退任の届出(由利地域振興局農林部)……………8  
 ○土地改良事業工事の完了の届出(雄勝地域振興局農林部)……………8

## 海区漁業調整委員会指示

- さけ採捕の制限(2)……………8  
 ○採捕の制限(3)……………9

## 告 示

## 秋田県告示第451号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成21年10月9日

秋田県知事 佐竹敬久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田岩見 船岡線	秋田市大町五丁目290番地3地内	40.80～46.50	0.004
	新	秋田岩見 船岡線	秋田市大町五丁目290番地3地内	65.40～65.71	0.004

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課  
 (2) 期間 平成21年10月9日から同月22日まで

## 秋田県告示第452号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定に基づき、公告する。

平成21年10月9日

秋田県知事 佐竹敬久

## 1 申請者の住所及び氏名

秋田県湯沢市字大島町5-4  
 高橋 芳和

## 2 道路の位置の指定箇所

湯沢市字大島町2番41、2番43、2番44、5番14及び法定外道路

## 3 道路の延長

- 42.00メートル
- 4 道路の幅員  
4.30～6.00メートル
- 5 指定年月日  
平成21年9月30日

## 公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 1 入札に付する事項

#### (1) 購入物品の名称及び数量

県立学校学習ネットワークシステム整備事業（学校システム）	【県北】	20式
県立学校学習ネットワークシステム整備事業（学校システム）	【中央】	22式
県立学校学習ネットワークシステム整備事業（学校システム）	【県南】	24式

#### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

#### (3) 納入期限

平成22年2月26日（金）

#### (4) 納入場所

県立高等学校及び特別支援学校

### 2 入札に参加する者に必要な資格等

#### (1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

#### (2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成21年10月20日（火）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

### 3 契約条項を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2743）

#### (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

#### (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成21年10月9日（金）から同年11月17日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

#### (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成21年10月9日（金）から同年11月17日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

### 4 入札執行の日時及び場所

平成21年11月26日（木）午後1時30分

秋田県出納局総務事務センター

## 5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

## 6 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

## (3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

## (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

## (5) 契約書作成の要否 要

## (6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

## (7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

## 7 概要

## Summary

## (1) Nature and quantity of item to be purchased:

Improvement Project for Prefectural School Learning Network System : School System in Northern Akita Prefecture

Improvement Project for Prefectural School Learning Network System : School System in Central Akita Prefecture

Improvement Project for Prefectural School Learning Network System : School System in Sourthern Akita Prefecture

## (2) Time-limit of tender: 1:30 P.M. 26 November, 2009

## (3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北秋田市綴子土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 退任理事の住所及び氏名

北秋田市綴子字田中15番地

〃 〃 〃 63番地

〃 〃 字大堤道下9番地2

〃 〃 字掛泥野64番地

〃 〃 字大堤77番地

〃 〃 字東館81番地1

〃 〃 字住還下39番地

〃 〃 字小田25番地

〃 〃 字糠沢64番地

〃 〃 字街道下116番地1

〃 〃 字古関116番地4

〃 〃 字大堤40番地8

成 田 良 一

工 藤 文一郎

高 宮 光 雄

村 上 三 雄

三 澤 敏 行

佐 藤 昭二郎

米 澤 正 一

佐 藤 元 一

米 澤 一

藤 島 康 二

村 上 正

三 沢 博 隆

2 退任監事の住所及び氏名	
北秋田市綴子字田中68番地	三 沢 実
〃 〃 字糠沢上谷地316番地6	佐 藤 清 一
〃 〃 字小糠沢38番地2	米 沢 治 美
3 就任理事の住所及び氏名	
北秋田市綴子字東館71番地1	高 橋 多喜男
〃 〃 字小田25番地	佐 藤 元 一
〃 〃 字大堤道下10番地2	藤 島 喜美男
〃 〃 〃 9番地2	高 宮 光 雄
〃 〃 字大堤40番地8	三 沢 博 隆
〃 〃 字大堤77番地	三 澤 敏 行
〃 〃 字糠沢64番地	米 澤 一
〃 〃 字住還下39番地	米 澤 正 一
〃 〃 字田中63番地	工 藤 文一郎
〃 〃 〃 15番地	成 田 良 一
〃 〃 字掛泥55番地	村 上 忠 行
〃 〃 字掛泥野64番地	村 上 三 雄
4 就任監事の住所及び氏名	
北秋田市綴子字糠沢上谷地316番地6	佐 藤 清 一
〃 〃 字田中68番地	三 沢 実
〃 〃 字小糠沢38番地2	米 沢 治 美

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び購入予定数量  
凍結抑制剤 3,600トン
- (2) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間  
契約締結の日から平成22年3月31日（水）まで
- (4) 納入場所  
別途指定する場所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - ウ 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (2) (1)イの資格に係る申請
  - (1)イの資格のない者で入札に参加を希望するものは、秋田県ホームページ美の国あきたネットにて物品供給業者申請登録をし、平成21年10月23日（金）までに次の場所へ関係書類を提出すること。
  - ア 本社の所在地が秋田県外の場合  
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2740）
  - イ 本社の所在地が秋田県内の場合  
本社の所在地を管轄する秋田・北秋田・平鹿の各地域振興局総務企画部出納室

#### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号016-0815 能代市御指南町1番10号  
秋田県山本地域振興局総務企画部（電話番号0185-52-6829）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日进行を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成21年10

月9日(金)から同月23日(金)までの期間、随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成21年11月18日(水)午前10時

秋田県山本地域振興局 3階 大会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

入札金額は、500キログラム当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased:anti-freezing agents 3,600t

2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 18 November, 2009

3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Yamamoto Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 1-10 Goshinanmachi, Noshiro City, Akita Prefecture 016-0815, Japan TEL 0185-52-6829

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び購入予定数量

凍結抑制剤 30トン

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成22年3月31日(水)まで

(4) 納入場所

別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で入札に参加を希望するものは、秋田県ホームページ美の国あきたネットにて物品供給業者申請登録をし、平成21年10月23日(金)までに次の場所へ関係書類を提出すること。

ア 本社の所在地が秋田県外の場合

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター(電話番号018-860-2740)

イ 本社の所在地が秋田県内の場合

本社の所在地を管轄する秋田・北秋田・平鹿の各地域振興局総務企画部出納室

### 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号016-0815 能代市御指南町1番10号

秋田県山本地域振興局総務企画部(電話番号0185-52-6829)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成21年10月9日(金)から同月23日(金)までの期間、随時交付する。

### 4 入札執行の日時及び場所

平成21年11月18日(水)午前10時

秋田県山本地域振興局 3階 大会議室

### 5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

### 6 その他

(1) 入札の方法

入札金額は、25キログラム当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び購入予定数量

凍結抑制剤 3,200トン

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成22年3月31日(水)まで

(4) 納入場所

別途指定する場所

### 2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- ウ 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (2) (1)イの資格に係る申請
- (1)イの資格のない者で入札に参加を希望するものは、秋田県ホームページ美の国あきたネットにて物品供給業者申請登録をし、平成21年10月23日(金)までに次の場所へ関係書類を提出すること。
- ア 本社の所在地が秋田県外の場合  
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター(電話番号018-860-2740)
- イ 本社の所在地が秋田県内の場合  
本社の所在地を管轄する秋田・北秋田・平鹿の各地域振興局総務企画部出納室
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局総務企画部(電話番号018-860-3321)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成21年10月9日(金)から同月30日(金)までの期間、随時交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所  
平成21年11月18日(水)午前10時30分 秋田県秋田地方総合庁舎5階入札室
- 5 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法  
入札金額は、500キログラム当たりの単価契約とする。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札の無効  
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (4) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 7 概要  
Summary  
1 Nature and quantity of item to be purchased:Anti-freezing agents 3,200t  
2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 18 November, 2009  
3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Akita Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-3321

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、男鹿市渡部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月9日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 退任理事の住所及び氏名  
男鹿市払戸字小深見32番地1

石井正敏

男鹿市払戸字渡部30番地116	戸 部 昭
〃 〃 字小堤下千間31番地2	戸 部 秋 義
〃 〃 字小深見135番地	加 藤 功
〃 〃 字渡部128番地	八 端 富喜夫
〃 〃 〃 41番地2	大 堤 照 男
〃 〃 〃 58番地1	佐 藤 幸 正
〃 〃 字六ッ小屋36番地	吉 田 勇 雄
〃 〃 字小深見111番地	鈴 木 正 春
2 就任理事の住所及び氏名	
男鹿市払戸字渡部88番地7	内 田 洋
〃 〃 字六ッ小屋36番地	吉 田 勇 雄
〃 〃 字渡部128番地	八 端 富喜夫
〃 〃 〃 41番地2	大 堤 照 男
〃 〃 字小深見111番地	鈴 木 正 春
〃 〃 〃 135番地	加 藤 功
〃 〃 字小堤下千間31番地2	戸 部 秋 義
〃 〃 字渡部30番地116	戸 部 昭
〃 〃 〃 58番地1	佐 藤 幸 正

土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第16項の規定により、西目土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

由利本荘市西目町西目字井岡208番地

齋 藤 作 圓

土地改良法（昭和24年法律195号）第113条の2第1項の規定により、東成瀬村から土地改良事業（成瀬東部地区中山間地域総合整備事業）に係る工事が平成21年9月11日完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 海区漁業調整委員会指示

#### 秋田海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成21年10月9日

秋田海区漁業調整委員会会長 加 藤 和 夫

（さけ採捕の制限）

次の表の左欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間は同表右欄に掲げる漁業によりさけを採捕してはならない。ただし、天候等やむを得ない事情による場合は、当該期間を繰り延べることがある。

海 域	期 間	漁 業
男鹿市戸賀字加茂と本市船川港本山門前の境に設置した標柱から224度31分の線以北の海域	平成21年10月11日から同月18日までの連続4日間及び同年11月6日から同月15日までの1日間	定置漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業
男鹿市戸賀字加茂と本市船川港本山門前の境に設置した標柱から224度31分の線以南の海域	平成21年10月11日から同月18日までの連続4日間	定置漁業、建網漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業

## 秋田海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、男鹿市大増川の河口付近に来遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成21年10月9日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤和夫

(採捕の制限)

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、さけを採捕してはならない。

## 1 禁止区域

男鹿市大増川河口中央から半径200メートル以内の海域

## 2 禁止期間

告示の日から平成21年12月31日まで

## 正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成21年8月28日（第2109号）掲載の秋田県告示第397号（入会林野整備計画の認可）

(原稿誤り)

3

中

9

平成二十年八月二十八日

平成二十一年八月二十八日

平成21年9月30日（号外第1号）掲載の秋選管告示第158号（政治団体の収支に関する報告書）

(原稿誤り)

## 2 報告書の要旨（平成20年分）

12ページ表中、すずき陽悦政策研究会の欄（下から6列目）

「

7,090,043
-----------

 は 

--	--

 の誤り。」

13ページ表中、すずき陽悦政策研究会の欄（下から6列目）

「

		19,090,043
--	--	------------

 は 

	7,090,043	19,090,043
--	-----------	------------

 の誤り。」

発 行 者 秋 田 県  
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号